



# 未来ちゃん 情報局

王塚装飾古墳館 マスコットキャラクター  
未来ちゃん

【役場開庁日】月曜日～金曜日  
(土曜・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)  
【役場開庁時間】8時30分～17時15分  
(木曜日は19時まで一部の窓口が延長)  
【町ホームページ】  
<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>



各種イベント変更等の確認方法

## 新型コロナウイルスによる イベント中止等の確認方法

新型コロナウイルスの感染状況や国・県の方針等により、適宜イベント等の延期・中止などを行う可能性があります。令和4年2月1日(火)発行の「広報けいせん2月号」に掲載されている情報も、**急遽変更**となる場合がありますので、ご了承ください。参加を希望するイベント等の**延期や中止については、「桂川町ホームページのトップ画面」に掲載しておりますので、確認方法**については下記をご参照ください。また、詳細につきましては、各担当課に電話いただくようよろしくお願いたします。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

## 各種イベント等の開催状況の確認方法について

▶ 桂川町ホームページトップページを開きます

HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

「重要なお知らせ(新型コロナウイルス関連)」に変更のあったイベント等は掲載されます。



## 支援事業



住民税非課税世帯対象の給付金！  
新型コロナウイルス感染症に伴う  
給付金を支給します

健康福祉課 福祉係 ☎65・0000・1

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

【支給額】1世帯あたり10万円

【対象世帯】

①(住民税非課税世帯)：基準日において、桂川町住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

②(家計急変世帯)：①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(住民税均等割が課税されているが、前述の理由により収入が減少した世帯)

※①の世帯につきましては「確認書」を郵送しますので手続きをお願いします。

②の世帯または、令和3年1月2日以降に桂川町に転入された方のある世帯や確定申告未申告の方のいる世帯につきましては申請が必要になりますのでお問い合わせください。